

躰庵急に匿名の書を作り、藩に郵致して京師の動靜を報じた。藩侯齊泰大に驚き、直に老臣本多政均を上京せしめて禁闕に伺候せしめたが、後その書を致した者の躰庵なることを知つて、彼が機宜の處置を賞揚した。躰庵之を悦び、爾後慶京師の事情を報じ、又は藩士を紹介して他藩の志士と交を結ばしむるに力めた。同年八月長藩入京を禁ぜられ、薩會の勢力を得るに至つた時、躰庵は四方に奔走し、諸藩の議論を偵知して之を長藩に内通し、尋うて毛利侯父子の冤を雪ぐを期し、且つ頻りに時事を我が藩に報じた。元治元年前田慶寧の上洛するや、躰庵また扈從の士不破富太郎・大野木仲三郎・青木新三郎等と共に、屢長藩邸に至つて毛利侯の爲に匡救の事を謀つたが、慶寧の退京するに及び、藩は吏を京都に遣はし、躰庵を捕へ來らしめて獄に下し、十月十八日永年の刑に處した。後慶應三年八月九日獄中に歿、年五十七。明治二年十月藩前罪を宥し、三年十一月祭葬料をその家に賜ひ、廿四年九月靖國神社に合祀せられ、十二月正五位を附られた。

コマキモリカツ 駒井守勝 通稱民部又は中務。近江の人。初め豊臣秀次に仕へ、慶長六年來つて前出利長の臣となつた。祿初め千石。大坂再役に敵首一を獲、千石の加恩を受け、後入道して宗哲と號し、寛永十二年歿した。子孫世々藩に世襲する。

コマキモリタカ 駒井守孝 通稱高十郎。吉郎兵衛・茂左衛門・平學。明和八年養父外記の遺知千石を受け、大小將・表小將・御使番に歴任し、天明三年二月十四日流刑となり、知行を召放されて十五人扶持を受けたが、四年閏

正月十一日配所御免、新知百五十石を受け、組外に列し、後御馬廻に轉じ、天保中歿。
コマキモリマサ 駒井守政 庄太夫と稱し、祿千石。元祿二年御近習番となり、十年組外御番頭に轉じ、寶永二年御先簡頭を經、享保七年七月六十四歳で歿した。
コマキヨヘエ 駒井與兵衛 前田利常に仕へて五百石を受けた。子孫相繼いで藩に仕へる。
コマエサシ 高麗眞指 藩の鷹の飼料に供する小鳥を捕獲する者の中、朝鮮役に来邦したものの、子孫をいふ。慶長十年前出利長の富山養老附士帳には、單に眞指として金子萬右衛門・成瀬小八郎、高麗眞指として市村清六・小川久次が見え、その高麗眞指は系圖によつて皆朝鮮人なることが知られる。
ゴミジマ 五味島 能美郡白山下に屬する部落。
コミネ 小嶺 河北郡井上庄に屬する部落。
コミヤマリヨウイ 小宮山了意 御醫師として三十人扶持を受け、延享三年歿。子了意を經て、了慶武翁に至り、明和八年二月七日出奔した。
ゴムエキシユウ 後無射集 ↓ナガツキシユウ 長月集。
コムロ 小屋 コモ 羽咋郡堀松庄に屬する部落。同郡富木院にも小屋があるが、それはラムロである。
コムロ 小屋 ↓ラムロ 小屋。
コムロノワカミヤ 小屋の若宮 羽咋郡堀松庄の小室に鎮座する。寶曆の社號帳に、若宮社舊號諸岡比古神社と記して、式内社たる

ことを主張したこともある。
ゴメイサンボウカイギ 五明算法解義 一冊。本多利明門下たる金澤の算者山岡級安が、家崎善之の著した五明算法の解義を試みたものである。家崎善之は江戸の人で、五明とは扇面のことである。
コメイチバ 米市場 ↓コマナカガヒ 米仲買。
コメソウドウ 米騒動(加賀藩) (一)享保の村井騒動 享保二十年九月二日夜半過、石川郡村井村居住の十村與三右衛門の家に百姓八百人許押寄せ、戸障子器具を打毀した。藩吏乃ち五日に至り木津村の者三人を捕へて漸く鎮つたが、その何が故にかくの如き暴動を生ずるに至つたかを傳へぬ。
(二)寶曆の金澤騒動 寶曆五年加賀藩に於いて不換紙幣發行の結果、米價向上し、六年三月廿七日金澤に於ける相場一石銀二百三十五匁となつた。是に於いて四月十二日夜暴民蜂起し、米買占を行つたと目せられる森下町釣部屋仁兵衛・茶屋三郎兵衛、尾張町淺野屋和左衛門、新町茶屋三右衛門、下堤町角屋彌三右衛門、袋町木屋藤太郎の家屋を襲うて破壊した。之によつて仁兵衛以下六人禁卒を命ぜられ、藩吏津田宇右衛門・青木彌四郎・前出源五左衛門等は閉門を命ぜられた。
(三)安永の粟ヶ崎騒動 安永五年末から米價騰貴した結果、六年正月十六日金澤堀川町の貧民、石川郡粟ヶ崎村の富森木屋藤右衛門の家に至り、強請して一人錢一貫五百文宛を借り、翌日は更に大擧して米一斗宛を得、同月下旬に至つて漸く鎮靜した。
(四)文化の小松騒動 文化五年前年の凶作に

よつて米價大に向上したが、能美郡小松ではその原因を奸商の買占に歸し、閏六月廿七日夜暴民勸歸寺の鐘を撞きて集合し、八日市町久津屋三郎助・小杉屋六兵衛の家を破壊した。翌年三郎助の追放に處せられたは、蓋し買占の事實があつたのであらう。騒擾者高堂屋庄次郎も、六年五月廿七日磔刑に處せられた。
(五)文化の金澤騒動 文化八年十月朔日本納の相場一石銀五十四匁五分で、稍高い程度であつたが、五日金澤の暴民蜂起し、十間町の米仲買座及び仲買油屋半四郎等の家を破壊した。この暴動の中心を爲したのは、越中の米相場師で、半四郎の買占によつて騰貴したことを怨んだのであつた。後半四郎は指控を命ぜられた。
(六)文化の能登騒動 文化十年十月の本納期には一石銀五十六匁五分に騰貴したが、これは不作に因るものであつた。この時能登口郡百五十五村は本年の年貢を皆済するに堪へずとして、藩の貸米一萬二千石を得たが、その分配に對して不平を抱き、十一月十日押水組の農民は、本江村の人にして押水組の十村たる密助の子浦に於ける事務所に至り懇請し、十二日酒井組・能登郡組の農民は、本江村密助及び酒井村一樂の住宅に赴きて談判し、廿九日笠師村九郎兵衛の家に迫り、中島村助右衛門の家を圍み、彼等が買占を爲したる不徳を難詰したる上、戸障子を破つた。後その首唱者藤瀬村の肝煎與三郎等は刑に處せられた。
(七)天保の本吉・小松騒動 天保七年の不作には十月一升の價百二十三文、八年二月百七十二文であつた。是より先七年七月晦日夜、石川郡本吉の暴民等、米商人新村屋仕右衛門・

よつて米價大に向上したが、能美郡小松ではその原因を奸商の買占に歸し、閏六月廿七日夜暴民勸歸寺の鐘を撞きて集合し、八日市町久津屋三郎助・小杉屋六兵衛の家を破壊した。翌年三郎助の追放に處せられたは、蓋し買占の事實があつたのであらう。騒擾者高堂屋庄次郎も、六年五月廿七日磔刑に處せられた。
(五)文化の金澤騒動 文化八年十月朔日本納の相場一石銀五十四匁五分で、稍高い程度であつたが、五日金澤の暴民蜂起し、十間町の米仲買座及び仲買油屋半四郎等の家を破壊した。この暴動の中心を爲したのは、越中の米相場師で、半四郎の買占によつて騰貴したことを怨んだのであつた。後半四郎は指控を命ぜられた。
(六)文化の能登騒動 文化十年十月の本納期には一石銀五十六匁五分に騰貴したが、これは不作に因るものであつた。この時能登口郡百五十五村は本年の年貢を皆済するに堪へずとして、藩の貸米一萬二千石を得たが、その分配に對して不平を抱き、十一月十日押水組の農民は、本江村の人にして押水組の十村たる密助の子浦に於ける事務所に至り懇請し、十二日酒井組・能登郡組の農民は、本江村密助及び酒井村一樂の住宅に赴きて談判し、廿九日笠師村九郎兵衛の家に迫り、中島村助右衛門の家を圍み、彼等が買占を爲したる不徳を難詰したる上、戸障子を破つた。後その首唱者藤瀬村の肝煎與三郎等は刑に處せられた。
(七)天保の本吉・小松騒動 天保七年の不作には十月一升の價百二十三文、八年二月百七十二文であつた。是より先七年七月晦日夜、石川郡本吉の暴民等、米商人新村屋仕右衛門・

よつて米價大に向上したが、能美郡小松ではその原因を奸商の買占に歸し、閏六月廿七日夜暴民勸歸寺の鐘を撞きて集合し、八日市町久津屋三郎助・小杉屋六兵衛の家を破壊した。翌年三郎助の追放に處せられたは、蓋し買占の事實があつたのであらう。騒擾者高堂屋庄次郎も、六年五月廿七日磔刑に處せられた。
(五)文化の金澤騒動 文化八年十月朔日本納の相場一石銀五十四匁五分で、稍高い程度であつたが、五日金澤の暴民蜂起し、十間町の米仲買座及び仲買油屋半四郎等の家を破壊した。この暴動の中心を爲したのは、越中の米相場師で、半四郎の買占によつて騰貴したことを怨んだのであつた。後半四郎は指控を命ぜられた。
(六)文化の能登騒動 文化十年十月の本納期には一石銀五十六匁五分に騰貴したが、これは不作に因るものであつた。この時能登口郡百五十五村は本年の年貢を皆済するに堪へずとして、藩の貸米一萬二千石を得たが、その分配に對して不平を抱き、十一月十日押水組の農民は、本江村の人にして押水組の十村たる密助の子浦に於ける事務所に至り懇請し、十二日酒井組・能登郡組の農民は、本江村密助及び酒井村一樂の住宅に赴きて談判し、廿九日笠師村九郎兵衛の家に迫り、中島村助右衛門の家を圍み、彼等が買占を爲したる不徳を難詰したる上、戸障子を破つた。後その首唱者藤瀬村の肝煎與三郎等は刑に處せられた。
(七)天保の本吉・小松騒動 天保七年の不作には十月一升の價百二十三文、八年二月百七十二文であつた。是より先七年七月晦日夜、石川郡本吉の暴民等、米商人新村屋仕右衛門・